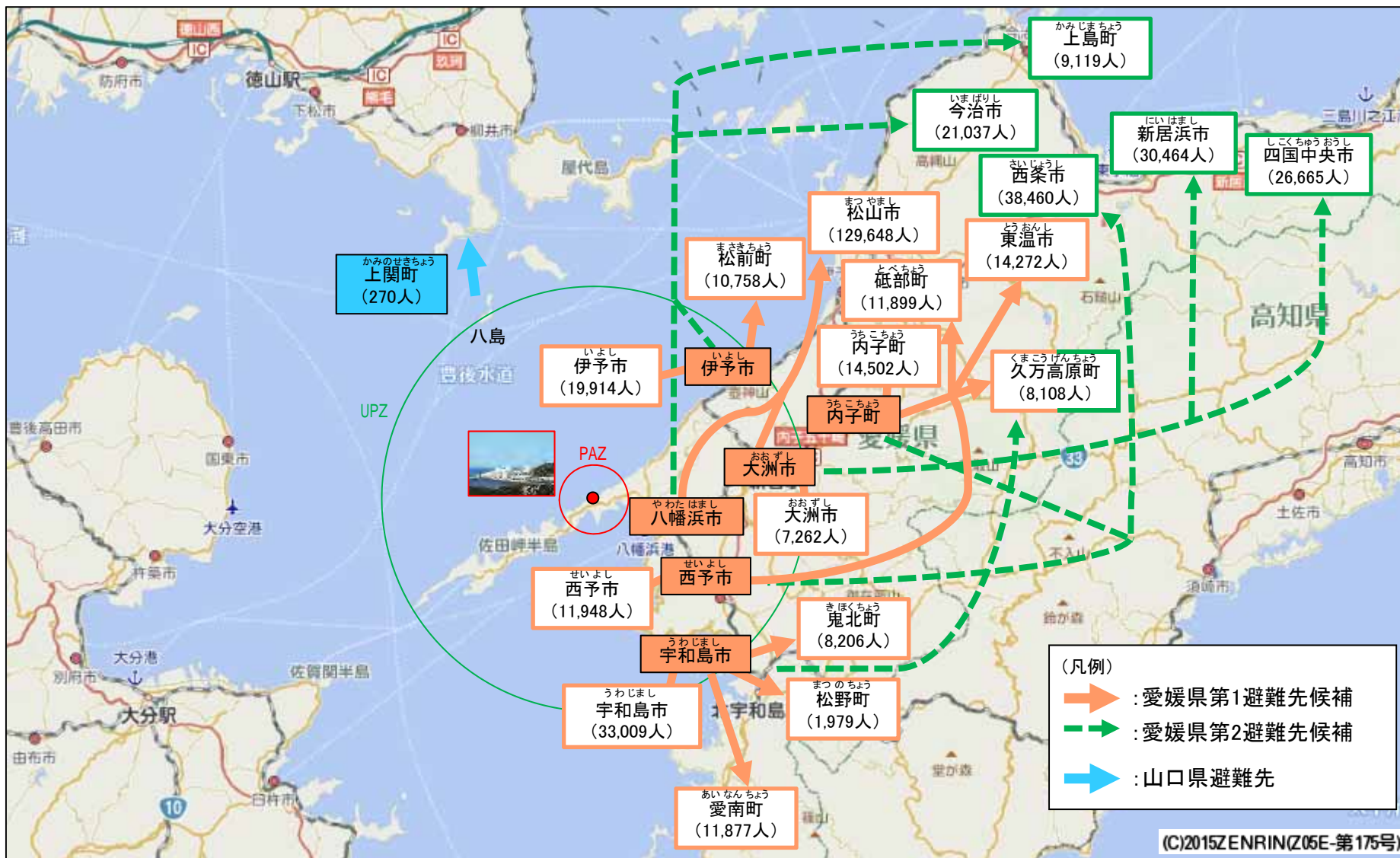


# UPZ圏内住民の一時移転等

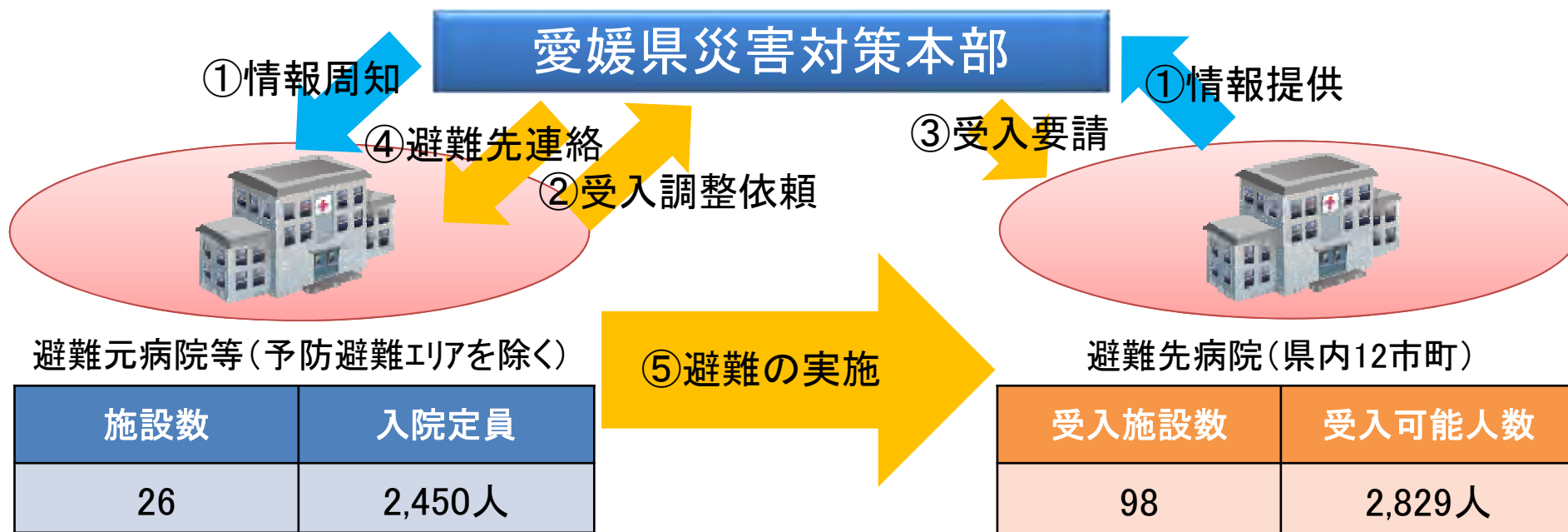


※伊方町を除く

※( )は受入可能人数

※愛媛県の関係市町は、避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数: 464,575人)へ避難

- 半径5～30km圏にある全ての医療機関(病院及び有床診療所、26施設2,450人)において、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。



マッチングフロー

- ①: 県は市町災害対策本部を通じ、受入自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群の情報を整理し、避難元の病院等に周知
- ②: 避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、避難元病院等は市町災害対策本部を通じ県に対し、避難先病院等の受入調整を依頼
- ③: 県は、避難先候補病院等に対し避難の受入を要請し、避難準備を整える
- ④: 県は市町災害対策本部を通じ、避難実施段階で避難元病院等に対し、避難先病院等及び避難ルート等を連絡
- ⑤: 避難の実施

# UPZ圏内の社会福祉施設の避難先

- 半径5～30km圏にある全ての社会福祉施設(109施設3,259人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、短期入所、グループホームの一部を除き、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保。
- なお、短期入所、グループホームの一部(23施設161人)は家族への引き渡しを優先。家族への引き渡しができない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。

## <5～30km圏内(予防避難エリアを除く)>

| 施設区分        | 施設数       | 入所定員          |
|-------------|-----------|---------------|
| 救護施設・授産施設   | 1         | 70人           |
| 児童福祉施設      | 1         | 40人           |
| 老人福祉・介護保険施設 | 77        | 2,681人        |
| <b>合計</b>   | <b>79</b> | <b>2,791人</b> |

## <30km圏外(県内17市町)>

| 受入施設数      | 受入可能人数        |
|------------|---------------|
| 3          | 83人           |
| 3          | 69人           |
| 137        | 2,821人        |
| <b>143</b> | <b>2,973人</b> |

施設ごとの  
避難先を確保

| 施設区分   | 施設数 | 入所定員 |
|--------|-----|------|
| 障害福祉施設 | 30  | 468人 |

※1

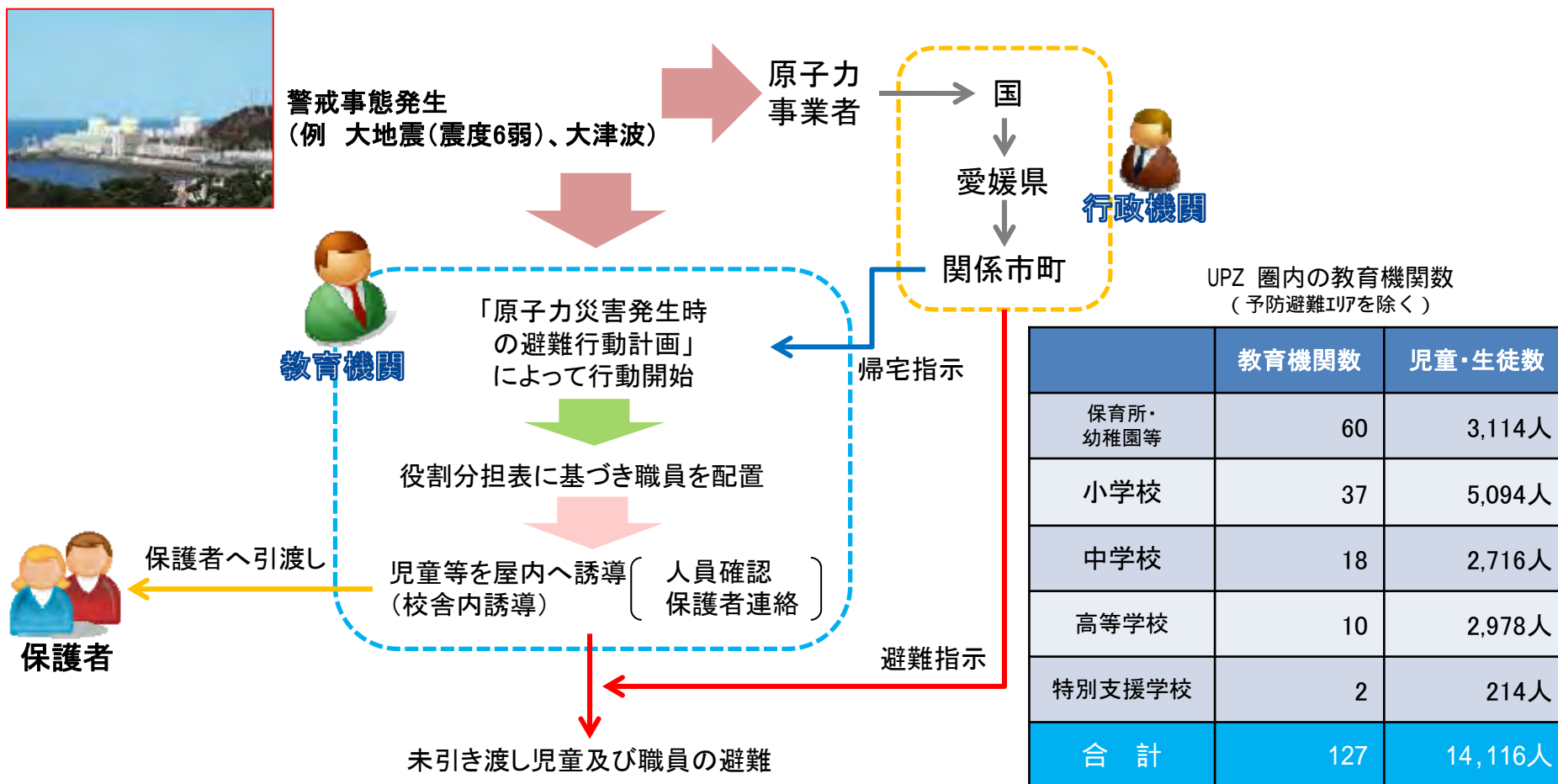
| 受入施設数 | 受入可能人数 |
|-------|--------|
| 18    | 307人   |

※1: 短期入所、グループホームの一部(23施設161人)は家族への引き渡しを優先し、それ以外は施設ごとの避難先を確保。家族への引き渡しができない場合には愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。

※2: 山口県のUPZ圏内に社会福祉施設は存在しない。

# UPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

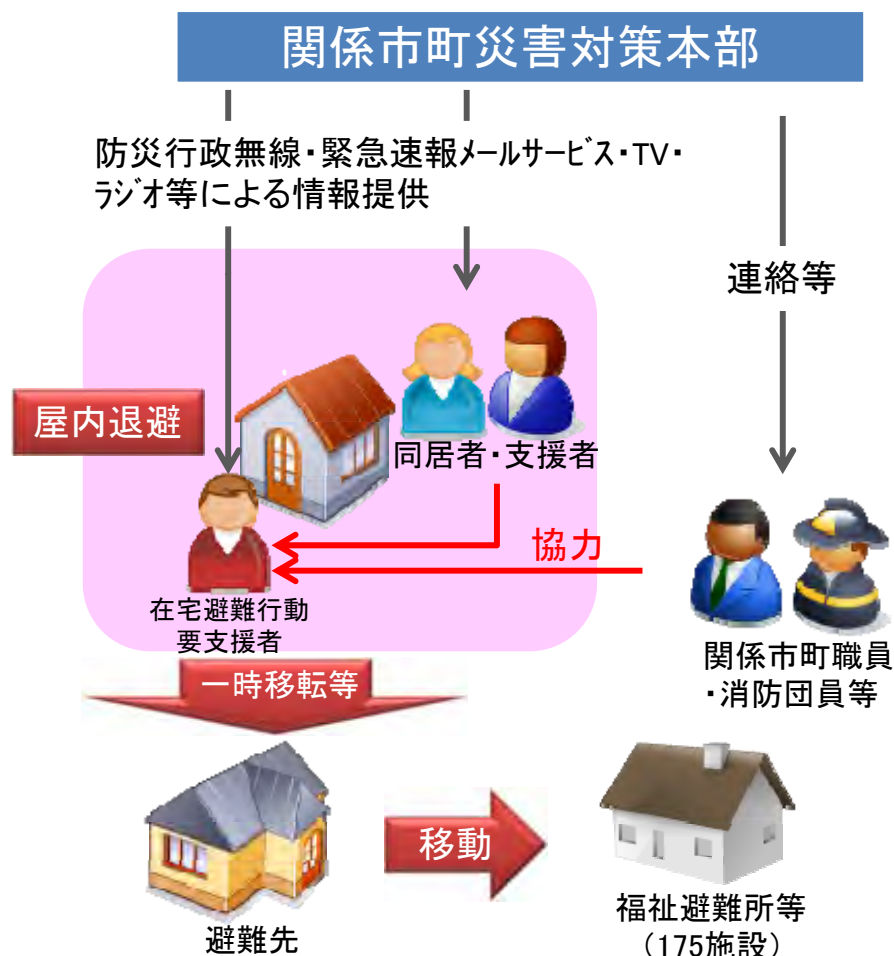
- 愛媛県では、施設敷地緊急事態により市(町)災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。市(町)災害対策本部から避難指示が発出された場合は、職員は未引き渡し児童等とともに避難を行う。
- 校長、園長等は随時、市(町)災害対策本部と連携を図る。



※ 山口県のUPZ圏内に学校・保育所等は存在しない

平成28年4月1日現在 100

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。



UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)  
(予防避難エリアを除く)

|     |                 | 5~30Km圏内              |
|-----|-----------------|-----------------------|
| 愛媛県 | やわたはまし<br>八幡浜市  | 3,508人(3,508人)        |
|     | おおずし<br>大洲市     | 1,874人(1,090人)        |
|     | せいよし<br>西予市     | 1,258人( 804人)         |
|     | うわじまし<br>宇和島市   | 108人( 40人)            |
|     | いよし<br>伊予市      | 9人( 7人)               |
|     | うちこちよう<br>内子町   | 3人( 0人)               |
|     | <b>合計</b>       | <b>6,760人(5,449人)</b> |
| 山口県 | かみのせきちよう<br>上関町 | 0人( 0人)               |

※1 ( )内は支援者有り

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

# UPZ圏内の一時移転に必要な輸送能力の確保

UPZ圏内で一時移転の対象となる区域はその一部に留まることが想定され、また、一時移転は1週間程度内に実施する。愛媛県では、一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

- 愛媛県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達
- 愛媛県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達により必要な輸送能力を確保する。

山口県では、上関町が町定期船かみのせきちようを輸送手段として確保することにより必要な輸送能力を確保する。

上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

| 愛媛県内のバス会社 | 保有台数 |
|-----------|------|
| 32社       | 868台 |

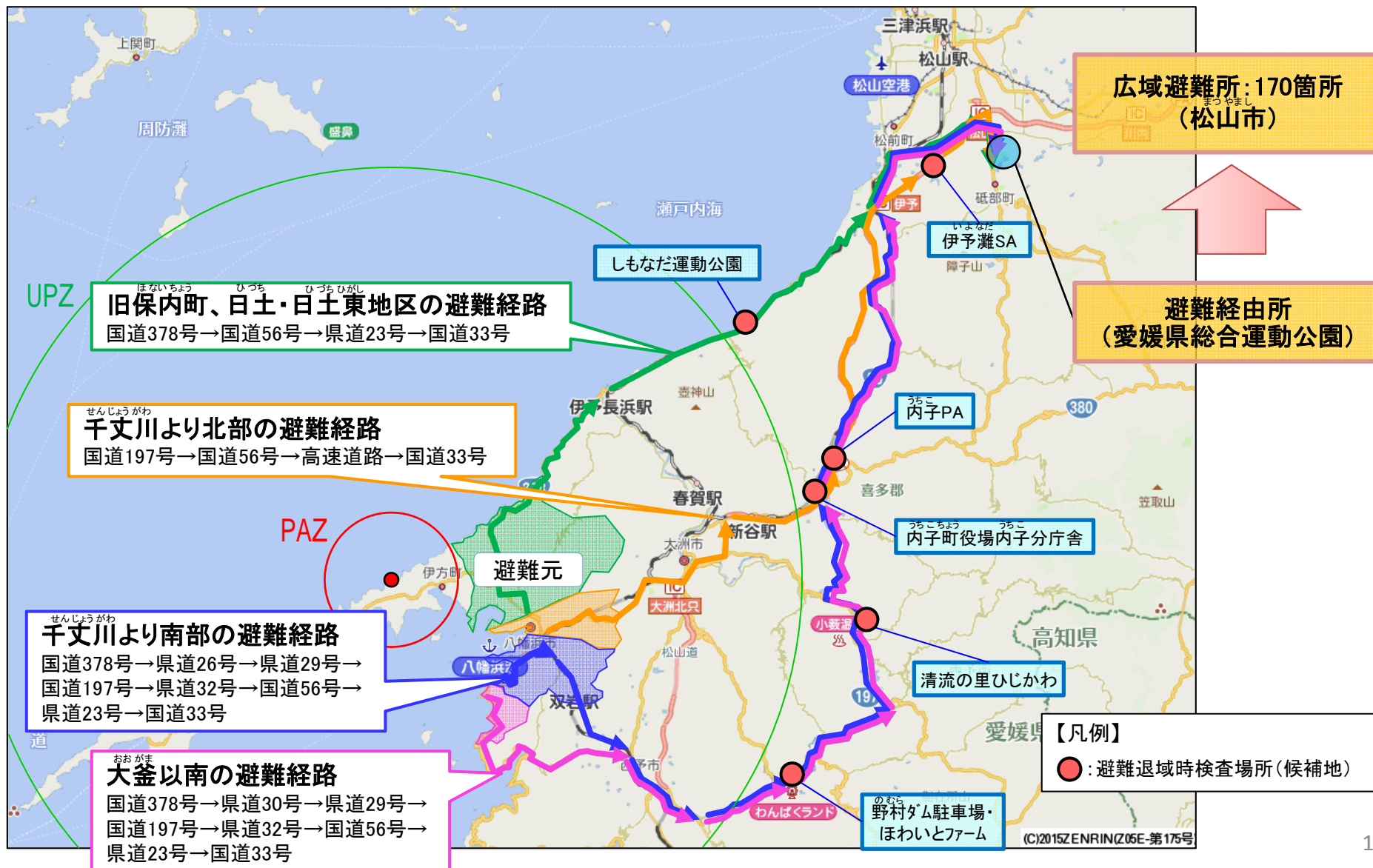
四国各県保有バス台数

| 県名  | 保有台数   |
|-----|--------|
| 香川県 | 642台   |
| 徳島県 | 512台   |
| 高知県 | 584台   |
| 計   | 1,738台 |

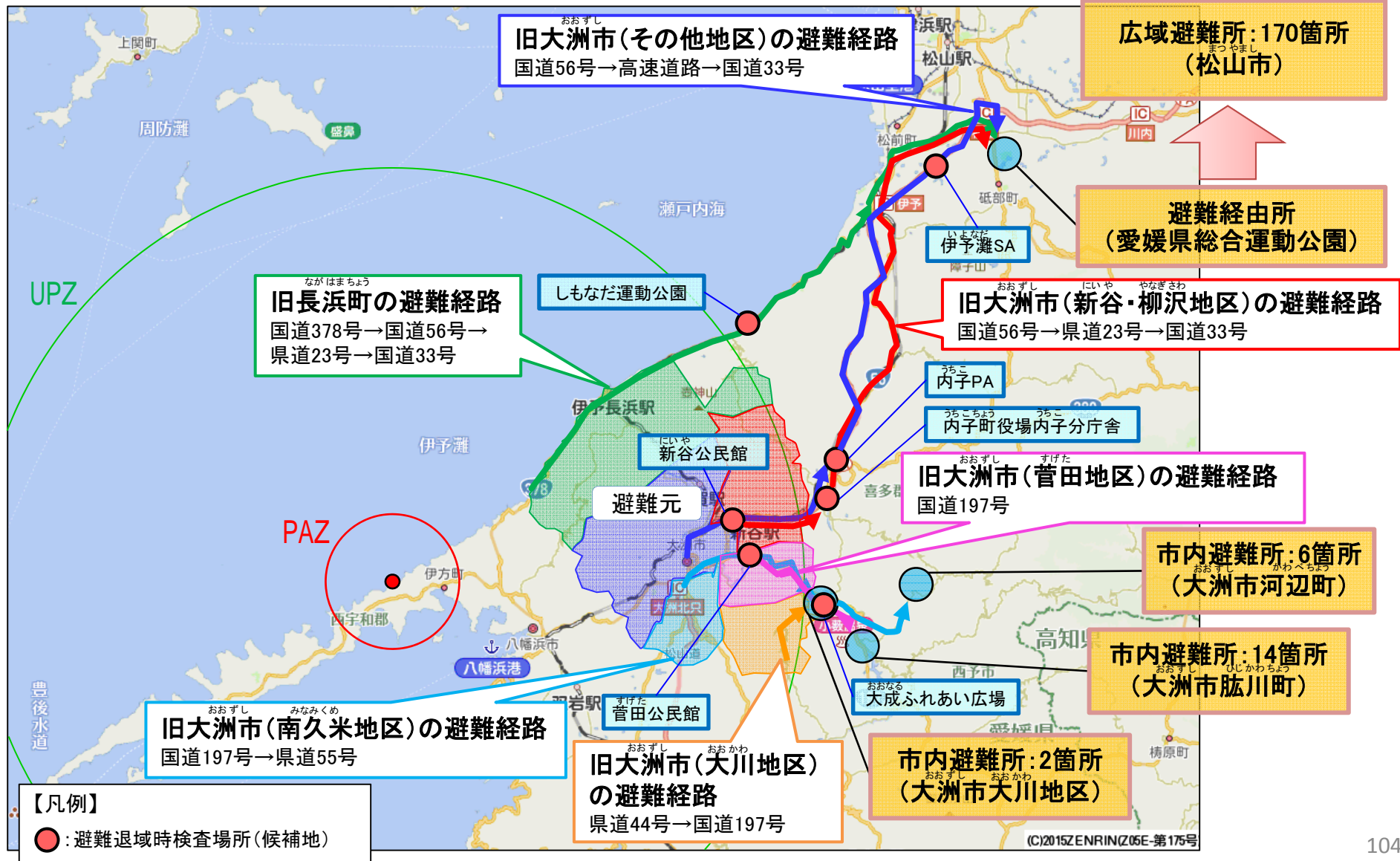


※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



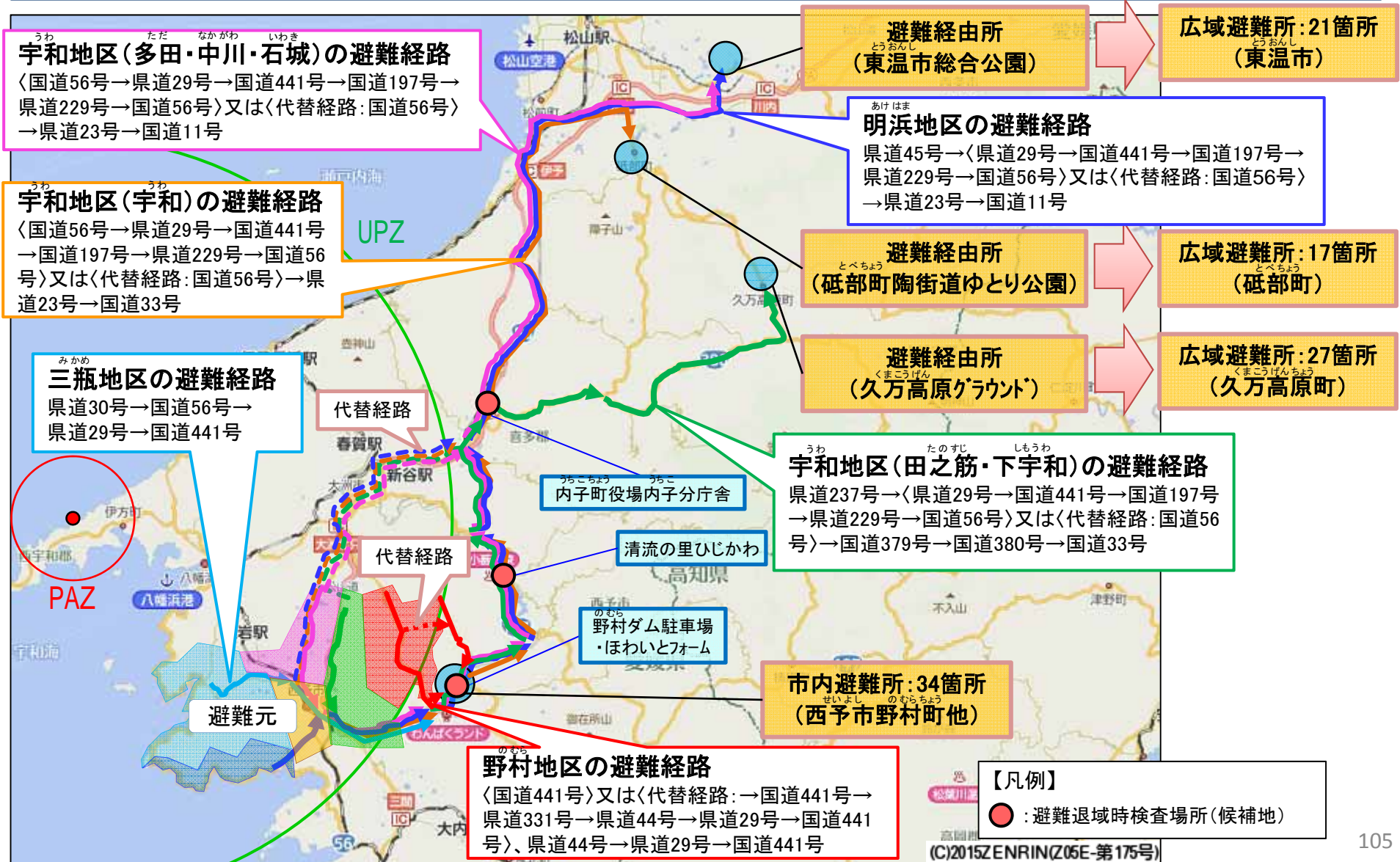
➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。





# せいよし 西予市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。



➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。

